この使用許諾約款（以下「本約款」といいます）には、株式会社ニコン（以下「当社」といいます）が、当社製光加工機及び３D計測器（Lasermeister シリーズを指し、以下「本製品」といいます）をご購入されたお客様（以下「お客様」といいます）に対し、許諾著作物（第１条に定義します）の使用を許諾するにあたっての条件が定められており、本約款は、お客様が本製品を使用するにあたり適用されます。許諾著作物の利用に際しては、本約款の全文をお読み頂いた上で、本約款に同意頂く必要があります。

使用許諾約款

第１条（定義）

本約款において使用される用語の定義は、次の各号に定める通りとします。

（１） 「許諾ソフトウェア」とは、本製品と共にお客様に提供され本製品のために使用されるコンピュータープログラム及び当該コンピュータープログラムに包含される情報並びに当社若しくは当社の関連会社又は本製品を販売する権限を当社から直接又は間接的に与えられた代理店（以下総称して「代理店」といいます）から提供されるそれらの変更、改変、翻案等（バージョンアップ、アップデート、アップグレード等を含みます）をいいます。

（２） 許諾ソフトウェアの「使用」とは、許諾ソフトウェアが最初にインストールされていた本製品１台においてのみオブジェクトコードの形態でのみ使用することをいいます。

（３） 「許諾文書」とは、お客様に提供され本製品のために使用されるマニュアル、トレーニング資料その他の本製品の稼働及び保守に関する資料（当該資料に包含される情報を含みます）をいいます。

（４） 「許諾著作物」とは、許諾ソフトウェアと許諾文書との総称をいい、複製物を含みます。

（５） 「複製物」とは、許諾著作物を複製、複写、改変又は翻案した物をいいます。

（６） 「許諾行為」とは、お客様が自己の事業のために本製品を稼働させる又は保守するにあたり許諾ソフトウェアを使用すること並びに本製品及び許諾ソフトウェアの稼働又は保守のために許諾文書を使用することをいいます。

第２条（許諾著作物の権原）

1. 許諾著作物は日本国の著作権法並びに国際著作権法及び条約により保護されています。許諾著作物及びこれに係る一切の権利（著作権その他の知的財産権を含みます）は、いかなる場合においても本製品の販売元である当社及び当社のライセンサーに帰属するものとします。
2. 当社はお客様に対し本約款に定める範囲で許諾著作物の使用を許諾するものであり、当該使用許諾を以て許諾著作物に係る如何なる権利もお客様に譲渡するものではありません。
3. 当社は、必要と判断する場合はいつでも許諾著作物を変更、改変、翻案又は改良する権利を留保します。

第３条（使用許諾）

1. お客様が本約款に従うことを条件として、当社はお客様に対し、許諾著作物について、許諾行為を行うことができる非独占的な権利を許諾します。なお、当該権利は譲渡不能且つ第９条に基づき取消可能とします。
2. 許諾ソフトウェアが本製品にインストールされることなく本製品とは別個に提供される場合、お客様は、当該許諾ソフトウェアと共に納入された本製品のためにのみ当該許諾ソフトウェアを使用することができます。

第４条（禁止事項）

お客様は、当社の事前の文書による承諾なく、次の各号に定める行為をしてはなりません。

（１） 許諾ソフトウェアを本製品以外の製品のために使用すること。

（２） 許諾ソフトウェアをオブジェクトコード以外の形態で使用すること。

（３） 当社若しくは当社の関連会社又は代理店から供給されていないハードウェア又はソフトウェアとともに、許諾著作物を使用すること。

（４） 許諾著作物を複製、複写、改変若しくは翻案し又は許諾著作物の二次的著作物を作成すること。

（５） 許諾ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルすること。

（６） 当社又は当社のライセンサーが著作者である旨の表示を許諾著作物から消去すること。

（７） 許諾著作物及び複製物の全部又は一部を公開し又は第三者に販売、譲渡若しくは再使用許諾すること。

（８） 前各号の他、許諾行為を逸脱して許諾著作物を使用すること。

第５条（複製・複写）

前条の定めにかかわらず、お客様は、許諾行為のために必要な範囲内で許諾文書を複製又は複写することができます。但し、お客様は、当社又は当社のライセンサーの著作権その他知的財産に係る表示及び当社の秘密表示を何ら改変等せずそのまま複製しなければなりません。

第６条（秘密保持）

1. お客様は、許諾著作物を秘密に保持するものとし、当社の事前の文書による承諾なく、これを第三者に開示又は漏洩してはならず、また、許諾行為以外の目的に使用してはなりません。
2. お客様は、許諾著作物を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
3. お客様は、許諾行為に関わる職務を担当し且つ許諾著作物を知る必要性のある自己の役員及び従業員(派遣労働者を含みます)（以下「従業員等」といいます）に対してのみ、許諾著作物を開示することができるものとします。
4. お客様は、自己の従業員等に対し、許諾著作物が有する財産性及び機密性を周知するとともに、本約款の下で許諾著作物に対して自己が負う義務を遵守させなければなりません。

第７条（許諾料）

第３条に定める使用許諾の対価は本製品の購入費用に含まれているものとします。

第８条（契約上の地位等）

お客様は、当社の事前の文書による承諾なく、本約款に基づき生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し又は再使用許諾してはならないものとします。

第９条（取消）

当社は、お客様が次に掲げる事由の一に該当するときは、お客様に対する何らの催告なく直ちに許諾著作物の使用許諾を取り消すことができるものとします。

（１） 本約款に定める条項の何れかに違反した場合

（２） 手形若しくは小切手を不渡りとし、又は一般の支払いを停止した場合

（３） 第三者より仮差押、仮処分、差押、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課等の滞納処分を受けた場合

（４） 破産、特別清算、民事再生若しくは会社更生手続の申立てを受け、又は自らこれらを申し立てた場合
（５） 監督官庁より事業許可の取消し、停止等の処分を受けた場合
（６） 解散、合併、会社分割、減資、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、株式交換、株式移転等の決議をした場合
（７） 財政状態が悪化したと認められる相当の事由がある場合
（８） 本約款の履行を継続することが、適用される法令、規則、規制等に違反する場合
（９） 第１８条に定義する制限対象者に該当した場合

（１０） 重大な過失又は背信行為があった場合
（１１） 前各号の一が発生するおそれがあると認められる相当の事由がある場合

第１０条（返還・廃棄）
当社が前条に基づき許諾著作物の使用許諾を取り消した場合、お客様は当社から使用許諾を受けた全ての許諾著作物並びにその複製物及び複写物を直ちに当社に返還し又は当社の事前の文書による指示に従って廃棄します。当社から使用許諾を受けた全ての許諾著作物並びにその複製物及び複写物を廃棄した場合、お客様は、当該廃棄を証明する文書を当社に提出しなければなりません。

第１１条（損害賠償）
お客様が本約款に定める条項の何れかに違反したことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様に対し損害賠償を請求することができるものとします。

第１２条（存続条項）
お客様に対する許諾著作物の使用許諾が取り消された場合といえども、第６条、第８条、第１０条乃至第２２条の各条項は有効に存続するものとします。

第１３条（OSS）
許諾ソフトウェアにオープンソースソフトウェア（以下「OSS」といいます）が含まれている場合であって当該 OSS の使用許諾条件と本約款に定める条項とが相違する場合、当該 OSS 及び当該 OSS の使用許諾条件が適用されるプログラム部分については、当該 OSS の使用許諾条件が本約款に定める条項に優先して適用されるものとします。

第１４条（ログの取扱い）
お客様は、当社及び当社の指定する者が、本約款の履行（本製品に生じたトラブルの原因究明、保守サービスの提供を含みます）、本製品の改良及び本製品の後継機種の研究開発のために、これらの者が許諾ソフトウェアにより記録された本製品のログを利用することができることに同意します。

第１５条（保守）
当社又は当社が指定する者とお客様との間で別途書面にて合意した場合を除き、当社は、許諾ソフトウェアの不具合（当社がお客様の使用に支障をきたさない程度の微細なバグと判断したものを含みます）によりお客様が許諾ソフトウェアを使用することができない場合であっても、許諾ソフトウェアに関する質問への回答その他の許諾著作物に関するサポートをお客様に提供する責任を負いません。

第１６条（保証と免責）
1. 許諾ソフトウェアが許諾文書に定める通り稼働しない場合、当社又は代理店は、当該許諾ソフトウェアに係る本製品の売買に関する契約に定める条件に従って対応するものとします。
2. 前項の定めは、許諾著作物に対する当社及び代理店による唯一の保証であり、許諾ソフトウェアが永久に動作することや許諾ソフトウェアにバグがないことを当社及び代理店が保証するものではありません。
3. 当社は、許諾著作物の商品性、許諾著作物とお客様の利用目的との適合性及び許諾著作物における第三者の権利（知的財産権を含みます）の非侵害性を一切保証せず、許諾ソフトウェアの不具合又はお客様による許諾著作物の使用に関連して生じるお客様ご自身又は第三者の損害その他の問題について一切の責任を負いません。

第１７条（責任制限）
1. 当社は、お客様に対し、事由の如何を問わず、本約款又は許諾著作物に起因し又は関連して生じた逸失利益、付随的損害、派生的損害、間接損害、拡大損害、結果的損害、特別損害又は懲罰的損害の賠償責任を一切負いません。但し、本条に定める内容は、適用される法令に基づき許される最大限の範囲に限られるものとします。
2. 許諾著作物に関連して当社がお客様に対して負担すべき債務及び責任の総額は、事由の如何を問わず、当該債務又は当該責任の原因となった本製品について、お客様が当社又は代理店に実際に支払った当該本製品に係る代金の 50%を上限とします。

第１８条（輸出管理）
1. お客様は、本約款に基づく義務の履行に関連して許諾著作物及び当社がお客様に提供する技術データ（以下総称して「許諾著作物等」という）に適用される輸出管理、貿易禁輸その他の対外貿易管理に関する一切の法令、規則及び規制（外国為替及び外国貿易法並びに同法に基づく政令及び省令、米国輸出管理規則（Export Administration Regulations）(以下「EAR」といいます)、米国の輸出管理・金融制裁に関する法令、EU デュアルユース規則（No. 2021/821）、その他これらに類するものを含みますがこれらに限定されません。以下総称して「輸出管理法令等」といいます）を遵守するものとします。お客様は、当該輸出管理法令等（必要な許認可の取得等を含みます）を完全に遵守する場合を除き、直接又は間接を問わず、許諾著作物等を使用し、再販売し、輸出し、再輸出し、配布し、移転し、処分し、又はその他如何なる方法においても取り扱ってはならないことを表明、保証します。お客様は、当社又はその関連会社が当該輸出管理法令等に違反する結果となる一切の行為をしてはなりません。
2. 本条第１項の一般性を制限することなく、お客様は、許諾著作物等が米国の輸出管理法令、特に EAR の適用を受ける可能性があることを認識し、これに同意します。お客様は、当該許諾著作物等又はその直接製品を、いかなる場合においても次の各号に定める者（以下総称して「制限対象者」といいます）に対して輸出、再輸出、移転、転用、横流し又は開示してはなりません。
（１） 所在地若しくは居住地が、又はその設立が包括的な禁輸措置の対象となっている地域の法の下にある者（現時点ではキューバ、イラン、北朝鮮、シリア、ロシア、ベラルーシ、クリミア、ドネツク人民共和国、ルガンスク人民共和国、ヘルソン、ザポリージャを含み、以下「制限地域」といいます）
（２） 次のいずれかに該当する者
① 輸出管理法令等に基づき指定された者（米国財務省外国資産管理局（OFAC）の特別指定国民・制裁対象者リスト（SDN リスト）又は米国商務省産業安全保障局（BIS）のエンティティ・リスト、Denied Persons List（DPL）、未検証リスト（Unverified List）、又はその時点で有効なこれらと同等のリストに記載された者を含みますが

これらに限られません。参照：https://www.trade.gov/consolidated-screening-list）

② 前記①に該当する者によって 50%以上保有されるか、又はその他の方法により支配されている法人その他の組織

③ キューバ、イラン、北朝鮮、シリア又はベネズエラの政府、又は当該政府が保有・支配する者若しくは当該政府を代表して行動する者

3. お客様は、本約款に基づき受領する許諾著作物等及びそれらの間接製品が、核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイルその他の大量破壊兵器及び通常兵器の開発又は製造の目的で使用、販売若しくは処分されないよう最大限の努力を払うことに同意します。お客様は、当該許諾著作物等及びそれらの間接製品が上記の目的で使用、販売又は処分されている、若しくはそのように使用、販売又は処分されるおそれがあると認められる相当な事由がある者に対して、当該許諾著作物等及びそれらの間接製品を販売し、又はその他の方法で譲渡してはなりません。
4. お客様は、当該適用される輸出管理法令等を遵守しなかったことに起因して当社及びその関連会社が被る一切の請求、損害、損失、責任及び費用（弁護士費用を含みます）から、当社及びその関連会社を防御し、補償し、免責します。

第１９条（個人情報）
個人情報の取扱いについては本約款に付随するデータ処理契約の定めによるものとします。

第２０条（本約款の変更）
1. 本約款の内容は、以下のいずれかの事由に該当する場合、ニコンの裁量により変更することができるものとします。
（１） お客様の一般の利益に適合するとき。
（２） 許諾著作物の利用の目的に反せず、且つ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は、前項による本約款の変更にあたり、本規約を変更する旨、変更後の使用許諾約款の内容及びその効力発生日をお客様に電子メールで通知、又は当社アドバンストマニュファクチャリング事業部の WEB サイトに掲載するものとします。
3. 変更後の利用規約の効力発生日以降にお客様が許諾著作物を仕様した場合には、お客様は変更後の使用許諾約款に同意したものとみなします。

第２１条（準拠法）
本約款は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。

第２２条（裁判管轄）
お客様と当社は、許諾著作物又は本約款に関する紛争については、東京地方裁判所を専属的に第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

第２３条（優先関係）
本約款は、お客様と当社又は代理店との間にて存在する他の如何なる契約、規定等に優先するものとします。

以 上